

松戸市通学路交通安全プログラム  
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

松戸市通学路安全推進会議

## 1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、本市においても各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議し安全対策を講じてきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関との連携体制を構築し、「松戸市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2 通学路安全推進会議の設置

関係機関が連携して、児童が安全に通学できるように通学路の安全確保を図るため、以下をメンバーとする「松戸市通学路安全推進会議」を設置します。

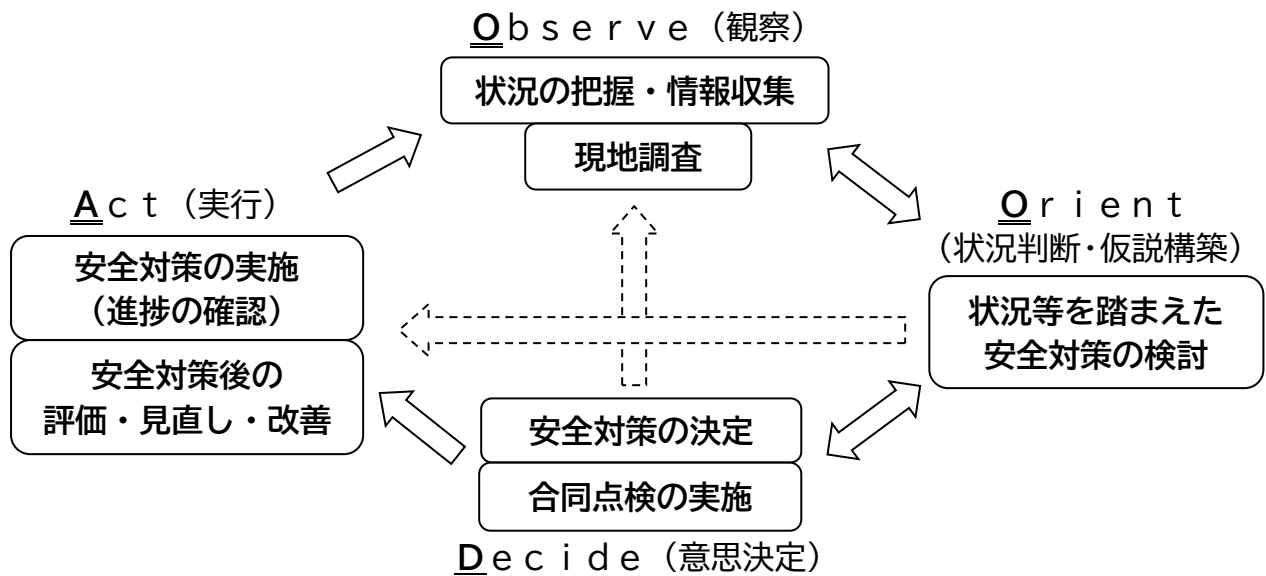
- ・千葉県松戸警察署
- ・千葉県松戸東警察署
- ・千葉県東葛飾土木事務所
- ・松戸市建設部 道路維持課
- ・松戸市市民部 市民安全課
- ・松戸市子ども部 子ども居場所課
- ・小学校代表者（小学校長会、小学校教頭会より選出）
- ・PTA代表者（PTA連絡協議会より選出）
- ・松戸市教育委員会 学務課

## 3 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、OODAループとして実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路の安全確保のOODAループ]





## (6) 推進会議の開催

- |       |    |             |   |
|-------|----|-------------|---|
| 第1回会議 | 4月 | 活動方針の確認     | 等 |
| 第2回会議 | 2月 | まとめ、来年度の方向性 | 等 |

## 4 対策箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、小学校ごとの「対策箇所一覧表」を作成し、公表します。

## 5 通学路

### (1) 通学路の指定

- ① 通学路は学校長が指定し、「通学路の指定について」の申請書及び通学路指定図により教育委員会へ報告し、承認を受けるものとする。
- ② 学校及び地域等と連携して道路の調査を行い、児童が登下校をする際に、安全であると認められた道路を指定することとする。
- ③ 中学校においては、通学路の指定はありません。※「(5) 通学経路」参照

### (2) 通学路の指定基準（概ね①～⑧の基準により指定することとする）

- ① 学区内であること。
- ② 登下校の際、概ね40人程度の児童が通ること。
- ③ 小学校の敷地の出入口から概ね1 km 以内の区域であること。
- ④ できるだけ歩車道の区別があること。  
※区別がない場合、次の条件にできる限り適合すること。
  - ・比較的交通量が少ない。
  - ・児童の通行を確保できる幅員がある。
- ⑤ 横断箇所には、横断歩道や信号機等の交通安全施設が整備されていること。  
※施設がない場合、次の条件にできる限り適合すること。
  - ・比較的交通量が少ない。
  - ・注意喚起の表示がある。
- ⑥ 見通しが悪い場所や人目につきにくい場所、犯罪発生の可能性が高い場所は避けること。
- ⑦ 主要経路が明確になっていること。  
※通学路の指定道路が碁盤の目状にならないよう、児童の家から学校までの通学経路が明確であること。
- ⑧ その他児童の通学路として道路環境が適切であること。

### (3) 通学路の指定変更

- ① 新しい道路や住宅の建設等により、道路状況が変わった際は、必要に応じてより安全な道路へと指定を変更し、児童の登下校の安全を確保することとする。
- ② 指定変更の際は、速やかに、「通学路の指定について」の申請書及び変更内容のわかる通学路指定図を教育委員会へ報告し、承認を受けることとする。
- ③ 教育委員会は、承認後、関係機関へ指定変更について速やかに報告することとする。
- ④ 学校は、承認通知受理後、保護者や地域等へ指定変更について速やかに周知することとする。

#### (4) 通学路指定図の取扱い

- ① 非公表（連れ去り等の防犯上の観点から）  
※「公表」とは、学校ホームページへの掲載等、不特定多数の者が閲覧できる状態に置くことをいい、保護者のみが閲覧することができる限定ページの掲載は含まない。
- ② 周知の範囲
  - 学校教職員
  - 保護者
  - 地域等各学校関係者
  - その他学校安全向上のために必要と考えられる者
- ③ 活用方法
  - 職員会議、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）、安全マップ等において、周知するコース図への記載
  - 家庭環境調査票、個人調査票等の通学経路を明確にする様式への記載
  - 入学説明会、保護者会、学校だより等において、通学路・通学経路を周知するコース図への記載 等

#### (5) 通学経路

- ① 通学経路とは、登下校の際に、家と学校とを結ぶルートとする。（小中共通）
- ② 通学経路は各家庭が決めるものとする。（小中共通）
- ③ 小学校においては、家から通学路へ安全に入ることができる経路を選択するものとする。

#### (6) 通学経路の交通安全対策

- ① 地域等より随時、関係機関へ要望をすることで対応する。
- ② 学校から学務課へ相談し、「交通安全対策等要望書」によって関係機関へ依頼をする。

平成26年4月策定

令和 元年6月一部改定

令和 4年6月一部改定

令和 5年4月一部改定

令和 6年4月一部改定

令和 7年4月一部改定

令和 8年2月一部改定